

請求日 年 月 日

岩沼市長 殿

子育てのための施設等利用費請求書(預かり保育事業等に係る償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月利用分】※1

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求します。指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の支給の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 認定保護者と認定子どもが、岩沼市内に居住していることを岩沼市が住民基本台帳等で確認すること。
2. 利用状況等について、岩沼市が施設等に確認すること。
3. 利用料の支払い状況について、岩沼市が施設等に確認すること。
4. 子ども・子育て支援法第30条の4第3号認定子どもの場合にあって、岩沼市が市町村民税の課税状況を確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子 どもとの 続柄		生年月日	年 月 日
氏名				現住所	〒 ー
					電話番号:

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所 (※1の請求期間を記載)		氏名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出した場合は、転入、転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

フリガナ		所在地	〒 ー
施設名称		(市外の場合 のみ記載)	電話番号:
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況 (※1の利用期間を記入)		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した	
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

4. 施設等利用費の振込先※2

金融機関	銀行・信用金庫 農業協同組合・組合	本店 支店	店コード			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義						※2 原則、口座名義人は、請求者と同じにしてください。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等(認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業や子育て援助活動支援事業)の利用費の償還払いを受けることができる場合(※3)において認可外保育施設等を利用した場合の施設名等

※3 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。利用している幼稚園等の預かり保育事業が、「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」に該当するか等は、当該幼稚園等に確認してください。

①	フリガナ		所在地	〒 ー
	施設・事業 名			電話番号:

<裏面も記入してください。>

②	フリガナ		所在地	〒 ー
	施設・事業名			電話番号:
③	フリガナ		所在地	〒 ー
	施設・事業名			電話番号:
④	フリガナ		所在地	〒 ー
	施設・事業名			電話番号:

※4 ①～④に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

6. 施設等利用費の請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)	申請(請求)額(「c+d」と月額上限額を比較して少ない方を記入)
	施設等に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) (490円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

(1) 添付書類

- ① 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収書のコピー(口座振替の場合は、通帳のコピー等確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。
- ② 子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助会員が発行した活動報告書のコピーを添付してください。

(2) 月額上限額

- ① 在籍園の預かり保育事業のみ利用の場合(預かり保育事業は、月額上限額490円です。なお、1月あたりの利用日数が26日以上の場合は、その月の日数を基礎とした日割り計算を行い、月額上限額が算定されます。計算式は次の(例)のようになります。)
 ・認定種別が第2号の場合 12,300円
 ・認定種別が第3号の場合 12,740円
 (例)4月に預かり保育を26日利用した場合 $12,300(12,740)円 \times 26日 \div 30日 = 10,660(11,041)円$
- ② 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合
 ・認定種別が第2号の場合 12,300円
 ・認定種別が第3号の場合 17,700円
- ③ 途中で認定期間が終了する又は開始される場合や市町村間の転出入の場合は、次の計算式により月額上限額を計算してください。(1円単位で計算し、小数点以下は切り捨て)
 ・途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出される場合の月額上限額
 $12,300円(17,700円) \times \text{認定期間の終了日(転出日)までの日数} \div \text{その月の日数}$
 ・途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の月額上限額
 $12,300円(17,700円) \times \text{認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$

市処理欄

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)	申請(請求)額(「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設等に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) (490円×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
合計						円